相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町二六番地五、最後の住所京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町二六番地五　第二シャトーウメダ三〇八号　被相続人　亡　小林　規子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月九日

事務所京都市中京区御池通麩屋町東入る上白山町二六四　稲川ビル四階　小林千春法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　千春

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市東難波町三丁目一八四番地、最後の住所兵庫県尼崎市東難波町三丁目一三番一九号　被相続人　亡　宮内　辰夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月九日

兵庫県尼崎市立花町四丁目一一番一六号

相続財産管理人　弁護士　西部　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市崇徳院三丁目五一番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　多和田文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月九日

兵庫県尼崎市昭和通四丁目一一七番地ヰスティ尼崎ビル五〇二号

相続財産管理人　司法書士　上野　貴志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市田尻町九〇一番地、最後の住所広島県福山市多治米町六丁目一六番一号　被相続人　亡　佐々木田鶴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月九日

事務所広島県福山市若松町七番四号　若松司法ビル三〇二

相続財産管理人　弁護士　小田　直子

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年八月九日

一　墳墓等所在地　香川県さぬき市鴨庄四〇〇三、四〇〇六―一、四〇一一―二

一　墳墓等の名称　寺山光蓮寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　香川県さぬき市鴨庄四〇〇五　宗教法人　光蓮寺　代表役員　水口雅文

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので公告します。

当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を熊本県知事に提出して下さい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されます。

平成二十四年八月九日

一、住所　氏名　熊本県天草市本渡町本渡二五二八番地の三　福田　保長

営業保証金額　二万円

任意清算公告

当社は、平成二十二年九月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年八月九日

三重県伊賀市上野田端町一一四九番地の一

合資会社マルキンパン本店

代表社員　太田　惠治

債権申出の催告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十四年七月一日当社が合併したことにより規約の承認の効力が失われたため、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十四年八月九日

岡山県備前市浦伊部一一七五番地

九州耐火煉瓦株式会社

確定給付企業年金清算人　高木　聡

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成24年８月９日

東京都千代田区紀尾井町３番30号

公益社団法人不動産保証協会

記

年番	度号	商号又は名称	免許番号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平24不保512		株式会社リライ	北海道知事石狩(5)5620	北海道札幌市南区川沿３条４―12―３	1000万円
平24不保513		株式会社キタイチ・ロジスティックス	北海道知事石狩(2)6959	代表取締役佐藤智彦　北海道北広島市輪厚431―1	〃
平24不保514		株式会社エス・プロジェクト	北海道知事石狩(1)7820	代表取締役佐藤尚文　北海道札幌市清田区真栄１条２―33―６	〃
平24不保515		株式会社ニューテクノ	宮城県知事(4)4225	代表取締役片平紘二　宮城県仙台市泉区小角字舘前１	〃
平24不保516		有限会社光大	福島県知事(3)2327	代表取締役池田健一　福島県いわき市平下荒川字久世原38―36	〃
平24不保517		ハウジングにしき株式会社	福島県知事(2)2719	代表取締役赤津茂　福島県いわき市錦町中央２―11―12	〃
平24不保518		翔不動産株式会社	群馬県知事(1)6820	代表取締役大川貞三　群馬県太田市大島町317―27	〃
平24不保519		有限会社東坂戸宅建	埼玉県知事(9)8694	代表取締役樫又峯子　埼玉県坂戸市大字小沼958	〃
平24不保520		有限会社加壽屋開発	埼玉県知事(8)11109	代表取締役粕谷和市　埼玉県所沢市林１―204	〃
平24不保521		エステート三建サービス株式会社	埼玉県知事(6)14361	代表取締役岡田政治　埼玉県春日部市粕壁３―５―41	〃

債権申出の公告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、平成二十四年五月二十一日、確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月九日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階

新構造技術株式会社確定給付企業年金

清算人　本山　正人